

相談・助言(現状の体制)

市

障害者施策担当

役割: 相談対応の助言

基幹相談支援センター

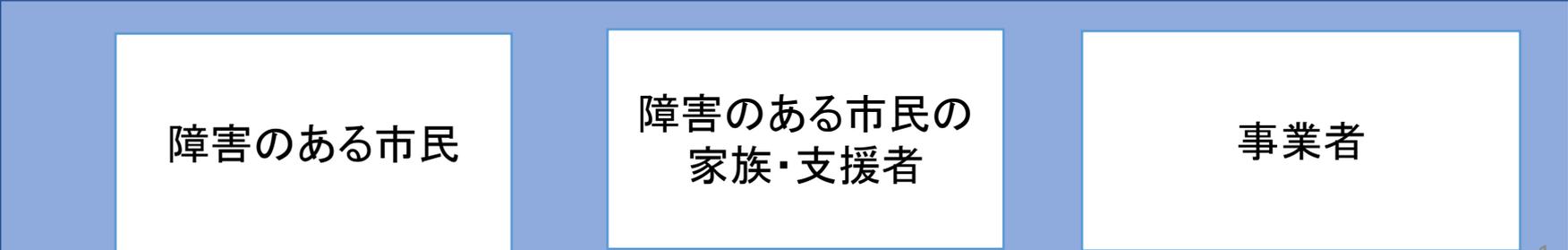
役割: 生活支援にわたる相談

障害福祉課

役割: 福祉サービス手続に関する相談

- ①相談
- ・ 障害者
  - ・ 家族・支援者
  - ・ 事業者

- ②助言等・説明
- ・ 事情聴取
  - ・ 解決策の助言
  - ・ 利用可能な制度の紹介



# あっせん手続(条例施行後)

市

①あっせん申立

② あっせん指示

⑤あっせん案  
答申

第三者委員会  
(地域協議会あっせん部会)

- ・ 地域協議会から「あっせん部会」として構成
- ・ 4～5名程度の人数で審理を担当する
- ・ 地域協議会構成員の中から事案に応じて選任

⑥あっせん

⑦ 勧告  
公表

③ あっせん手続開  
始決定

あっせん好適事案  
である場合に、  
あっせん手続開始

④ 事実調査

市に相談しても  
うまくいかない  
場合

障害のある市民

障害のある市民の  
家族・支援者

事業者・行政機関等